

公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 理事長渉外費支出状況のホームページ掲載基準

(趣旨)

第1条 理事長渉外費のさらなる透明性向上を実現し、公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の運営に対する理解と信頼を深めるため、本基準のとおり理事長渉外費の支出状況についてホームページに掲載して公表する。

(公表事項等)

第2条 公表する事項及び資料は、次のとおりとする。

- (1) 実施日
- (2) 相手方
- (3) 場所
- (4) 支出目的（会費、香典（供花を含む）、見舞い（花束を含む）、その他）
- (5) 支出金額
- (6) 領収書等、相手方が受け取ったことを証する書類（以下「領収書」という。）の写し（ただし、領収書等が社会通念上発行されない等、特別な事情がある場合は公表しないこととする。）

2 前項第2号に規定する相手方については、原則として個人名（団体の場合については団体名）まで公表する。ただし、支出目的が見舞い若しくはセンター理事長渉外費支出基準別表に規定する者に対する弔意又はこれらに準ずる場合については、プライバシー保護の観点から、特定の個人が識別されない又は識別され得ない方法で公表するものとする。

(公表時期)

第3条 前月分の支出状況を、支出1件毎に1か月分まとめて翌月10日（10日が休業日にあたる場合は直前の営業日）までに公表する。

(掲載期間)

第4条 ホームページ上で掲載する期間は、掲載月が属する年度から原則3か年度とする。

(その他)

第5条 本基準に定めるもののほか、理事長渉外費支出状況のホームページ掲載に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成29年7月12日 理事長決定）
この基準は、平成29年7月12日から施行する。